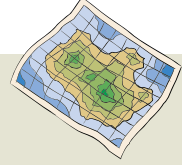


6

避難場所の知識

火災や損壊等により、自宅に留まることができない場合、地域の避難場所に避難することになります。避難場所には、「地域防災拠点」をはじめ、いくつかの場所があります。高齢者・障害児者・乳幼児等の在宅要援護者を対象とした「特別避難場所」や、医療を行う「地域医療救護拠点」等もありますので、避難の際の参考にしてください。



1 地域防災拠点

- 地域の一次避難場所であり、最寄りの小中学校 455 校が指定されています。
- 地域防災拠点には、防災備蓄庫に防災用資機材や食糧などが備蓄されており、地域・学校・行政で構成される「地域防災拠点運営委員会」により運営されます。
- 地域防災拠点の場所については、区役所で配付されている「区民生活マップ」や横浜市ホームページ等で、日頃から確認しておいてください。
< <http://www.city.yokohama.jp/me/anzen/kikikanri/shelter/index.html> >

2 広域避難場所

- 大火災の発生等で地域防災拠点への避難が困難な場合に避難する場所で、1 ヘクタール以上の安全な空間（広域公園など 12 カ所）が指定されています。
- お近くの広域避難場所は、お住まいの区のホームページや区民生活マップで見ることができますので、日頃から確認しておいてください。

3 特別避難場所

特別避難場所は、高齢者や障害児者等、在宅要保護者のための二次的な避難場所です。したがって、避難の際には、まず一次避難所である地域防災拠点へ避難し、区災害対策本部（授護班）の指示に従って特別避難場所へ移動してください。

特別避難場所とは

- 1 特別避難場所に指定される施設
①社会福祉施設 ②盲・ろう・養護学校等 ③地区センター
- 2 機能等
①特別避難場所に指定された社会福祉施設等は、避難生活に必要な防災資機材（発電機、担架等）、食糧、水、生活用品等を備蓄する。
②地区センターでの備蓄はしない。
- 3 その他
①特別避難場所は、あらかじめ各施設ごとに定められた人数の範囲内で避難者の受入を行う。
②避難者の受入は、区長が認めた場合とする。

※国は、平成 18 年 3 月に、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定しました。このガイドラインの中では、高齢者や障害児者等の災害時要援護者への避難支援の基本は、自助・地域（近隣）の共助であるとし、いくつかの課題を提示しながら、避難支援のためのガイドラインを示しています。特別避難場所は、当該ガイドラインにおける「福祉避難所」の考え方を、横浜市として具現化したものです。詳細は、下記 URL にてご確認願います。
http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328/index.html